

## 大阪府と住友生命保険相互会社との次世代スマートヘルスに関する 共同プロジェクト宣言

大阪府（以下「甲」という。）と住友生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次世代スマートヘルスに関する共同プロジェクトを展開することをここに宣言する。

令和4年9月7日

（目的）

- この共同プロジェクトは、甲と乙の次世代スマートヘルスに関するパートナーシップのもと、府民の健康づくり活動の促進に資することを目的とする。

甲：大阪府

（内容）

- 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
  - 健康づくり支援アプリを活用した府民の健康づくりの促進に関すること
  - 次世代スマートヘルスに係るスタートアップ支援に関すること
  - その他次世代スマートヘルスに係る施策等に関すること
- 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

代表者 大阪府知事 （ 自署 ）

（見直し）

- 甲又は乙のいずれかから、この宣言の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

乙：大阪府大阪府中央区城見1丁目4番35号

住友生命保険相互会社

取締役 代表執行役社長 （ 自署 ）

（期間）

- この宣言の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって、この宣言の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。
  - 甲又は乙のいずれかが、この宣言の解消を申し出る場合、解消予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この宣言を解消できるものとする。

（疑義の決定）

- この宣言に定めのない事項又はこの宣言に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この宣言の効力を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。